

【低未利用土地等確認申請に係る添付書類チェック一覧表】

○・・・提出必要      △・・・いずれかを提出

		提出書類	確認事項
低未利用土地等であることの確認	○	別記様式1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請のあった土地等が都市計画区域内であることを確認する。</li> <li>(注) 安曇野市は市内全域（一部山間部を除く）が対象となります。</li> </ul>
	○	売買契約書の写し	
		いずれかの書類（※1）	
	△	①市空き家バンクへの登録が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク登録の際に、空家又は空き店舗であることを市担当者又は市と連携する宅地建物取引業者が確認していること。</li> <li>(注) 当市に空き地バンクはありません。</li> </ul>
	△	②宅地建物取引業者が、現況更地・空家・空き店舗である旨を表示した広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引業者が現況、更地、空家又は空き店舗の広告を出していること。</li> </ul>
	△	③電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、水道、ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること。</li> </ul>
△	その他、要件を満たすことを用意に認めることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③の書類を提出できない場合は、以下のいずれかの方法等によっても確認可とする。</li> <li>・別記様式1-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する。</li> <li>・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する</li> </ul>	
<p>※1 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法（昭和27年法第229号）第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。</p> <p>※2 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等</p>			

		提出書類	確認事項
譲渡後の利用についての確認	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式2-1 (宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)</li> <li>・別記様式2-2 (宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合)</li> </ul> <b>※3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された別記様式について、必要事項が全て記入されていることを確認する。</li> </ul>
	<b>※3</b> 別記様式2-1及び別記様式2-2を提出できない場合に限り、別記様式3(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)によっても確認可能とする。		
その他の要件の確認等	○	申請のあった土地等に係る登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認する。</li> <li>・以下の事項について登記事項証明書をもって、未利用土地等確認書に記載する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無。</li> <li>(2) (1)が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無。</li> </ol> </li> </ul>
	申請のあった低未利用土地等が租税特別措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域内か否かについての確認をし、別記様式1-1にチェックをつける。		